

第 2 章

推進計画改定の基本的な考え方

- 1 条例の目的及び理念
- 2 計画改定の趣旨
- 3 計画の基本的事項

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

推進計画改定の基本的な考え方

1 条例の目的及び理念

平成19年4月1日に施行した大阪府食の安全安心推進条例（以下「条例」という。）は、食の安全安心の確保に関し、次のことを目的として策定しました。

- (1) 基本理念を定め、府及び食品関連事業者の責務並びに府民の役割を明らかにする。
- (2) 府の施策の基本となる事項を定めて、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。
- (3) 食品による健康被害の拡大を防止し、現在及び将来の府民の健康の保護を図る。

また、食の安全安心の確保に関し、その基本理念として、次の4点を掲げています。

- (1) 府民の健康の保護が最も重要であるという認識の下で、必要な措置を講じる。
- (2) 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、府民の健康への悪影響を未然に防止する観点から科学的知見に基づき、必要な措置を講じる。
- (3) 食品等及び生産資材の安全性に関する府、食品関連事業者、府民、有識者等の相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション*）を促進する。
- (4) 府民、食品関連事業者及び府の相互理解と協力の下に行う。

2 計画改定の趣旨

府では、条例に基づき、府における食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成20年3月に5カ年計画として「大阪府食の安全安心推進計画」を策定し、施策を推進してきました。

ここ数年の食の安全安心に関する府民意識調査の結果をみると、「安心」と回答した方の割合は「不安」と回答した方の割合を上回っているものの、一方で、3割を超える方が「不安」と感じている現状があります。

このような状況を踏まえ、前計画に基づき取り組んできた施策の成果や、食を取り巻く現状と課題を整理し、さらに食の安全安心確保に向けて着実に対策を講じるため、「第2期 大阪府食の安全安心推進計画」を策定することとしました。

第2期計画の策定にあたっては、次のとおり計画のあり方を明確にし、食品関連事業者、府民の協力体制のもとに、府が食の安全安心の確保に関する施策を確実に実施していくこととしました。

府は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、取り組むべき施策を四つに大別し、関係部局が連携して行う取組を明確にしました。

また、食品関連事業者の責務及び府民の役割として、府が実施する施策に協力していただく内容を明確にしました。

府の施策

- 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
- 2 健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実
- 3 情報の提供の促進
- 4 事業者の自主的な取組促進

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

3 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成19年4月に施行された条例第8条の規定に基づき、「大阪府食の安全安心推進協議会」の意見を聴いて策定するものです。

(2) 計画期間

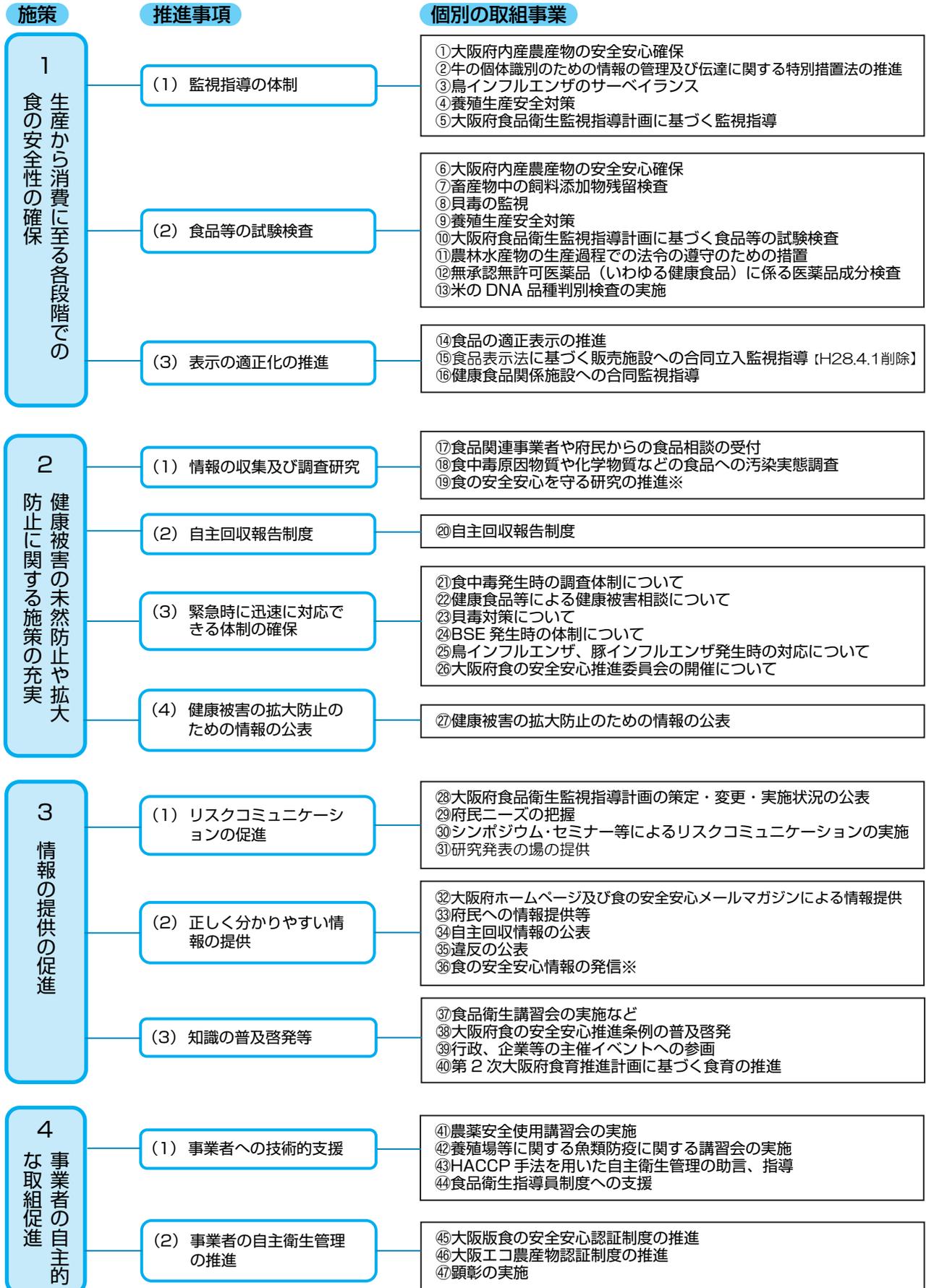
平成25年4月から平成30年3月までの5カ年計画とします。

(3) 推進計画の変更及び進捗状況の検証及び公表

計画は平成25年度から平成29年度までの5カ年計画としていますが、必要に応じて随時見直し、計画に変更が生じた場合には本計画と同様に公表します。

さらに、府、食品関連事業者及び府民が、食の安全安心の確保の取組について現状を把握して、課題等を共有することによって、その後の取組につなげるため、大阪府食の安全安心推進協議会に計画の進捗状況を報告し、実施状況の検証を行います。これらの状況についても、毎年度、公表します。

(4) 食の安全安心の確保に関する施策（第3章）の体系図



1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

地方独立行政法人化により、府関連施設の取組に変更

(5) 計画の見方

施策の名称です。

施策の実現のための
基本的事項です。

基本的事項に取り組む
ポイントです。

取組ポイントや
取組のイメージを
表しています。

府が取組む事業
の内容です。

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料

第3章

食の安全安心の確保に関する施策

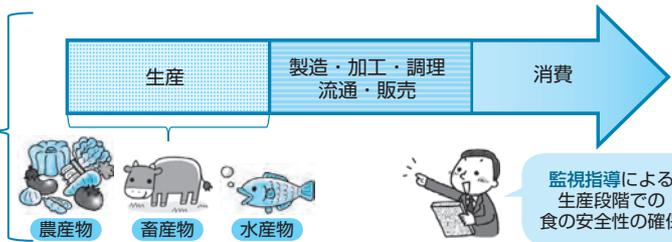
1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

1 監視指導の体制

食品の安全性の確保は第一義的には食品関連事業者の責務ですが、その食品関連事業者の取組を確実なものとするため、府は、生産から消費に至るまでの一貫した監視、指導等を関係法令に基づき行います。

●●● 取組のポイント（生産段階での施策） ●●●

農産物、畜産物、水産物などの府内生産者に対して、各所管部局が監視指導を行います。



府の取組ポイント

- ① 大阪府内産農産物の安全安心確保（農政室）
「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、生産者等が農業の誤使用により食品衛生法に違反する疑いがある場合は、残留農薬を検査するなど、安全性が確認されない限り、出荷しないよう指導するとともに、府の職員が立入検査等を実施します。府は安全性に問題がある農産物を出荷・販売しないよう必要に応じて勧告を行います。
- ② 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法^{*}」という）の推進（動物愛護畜産課）
府内牛飼養農家に対して、個体識別耳標の装着及び個体情報の届出を指導します。
- ③ 鳥インフルエンザのサーベイランス^{*}（動物愛護畜産課）
家畜保健衛生所は府内養鶏農家の鶏を対象に定期的な臨床検査とウイルス検査を実施します。
- ④ 養殖生産安全対策（水産課）
養殖魚介類の感染性疾患のまん延防止のため、養殖場等に対し、魚類防疫に関する講習や指導・監視等を行います。

事業者の取組むべき
主な内容です。

府民が取組める内容を
記載しています。

府の主な事業の達成度
を表す指標です。

第2期 大阪府 **食** の **安全** **安心** 推進計画

期待される事業者の取組ポイント

- **農業管理指導士***の設置及び、指導体制の整備
農業を安全に使用できるよう、府が認定する農業管理指導士による指導体制を確立しましょう。
- **農業の散布時の飛散防止**
農業の飛散（ドリフト）による適用外農産物への農業の飛散を防ぐために、農業散布時には、風向きに注意しましょう。また、場合によっては粒剤など、飛散の少ない農業を活用しましょう。
- **動物用医薬品等の適正使用**
動物用医薬品や水産用医薬品は適正に使用しなければ、畜水産物中に残留し、食べた方の健康をそこうおそれがありますので、使用方法を遵守して適切に使用すること。
- **生産履歴の記帳（農業の防除日誌、動物用医薬品の投薬記録）**
農業や動物用医薬品などが適正に使用されたことがわかるよう記録を作成し、保存しましょう。
- **GAP手法***の導入による農産物の安全性の向上
GAP手法の導入により、農業経営の改善や効率化を図りましょう。
- **飼養衛生管理基準***の遵守による家畜伝染病の予防
家畜の伝染性疾病のまん延防止のため、家畜に伝染性疾患を疑う症状が出た際には、最寄りの家畜保健衛生所へ届け出ること。
- **牛個体識別番号等の届出**
牛トレーサビリティ法に基づき、牛の出生時や譲渡し等の際には、個体識別番号等を独立行政法人家畜改良センター*へ適切に速やかに届け出ること。

期待される府民の取組ポイント

- 生産段階での食の安全性確保の取組を知り、理解を深めましょう。
さらに、家族や友人、身近な人たちと一緒に考え、話し合う機会を持ち、正しい知識を共有しましょう。
★食の安全安心に関するお問い合わせ先は64ページをご参照ください。

事業目標

施策内容 (目標指標)	現状 (24年度見込)	目標 (25年度)	目標 (29年度)
鳥インフルエンザのサーベイランス (府内養鶏農家の検査数)	1回以上/施設	1回以上/施設	1回以上/施設

1 現状と課題

2 基本理念

3 基本施策

1 生産から消費

2 健康被害防止

3 情報の提供

4 事業者支援

4 取組体制

5 付属資料